

令和2年第7回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和2年7月1日（水）午後3時00分から午後5時15分
開催場所	可児市役所 5階 議場
農業委員	菱川 幸夫、 大澤 正幸、 可児 勉、 井藤 平榮、 勝野 英俊、 日比野泰成、 二宮 章二、 鈴木 啓之、 奥村 武司、 續木 明彦、 兼松 君子、 高木 伸敏、 渡邊 千春、 山田 照男
農地利用最適 化推進委員	浅野 忠、 三宅 祥雅、 奥村 久光、 長谷川謙司、 溝口 茂、 鈴木 好則、 可児すみ子、 栗本 京治、 溝口 知春
事務局	事務局長 高井美樹、 課長 杉山尚示、 係長 加藤哲利、 再任用職員 富賀見昌昭
議案	<p>第33号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について</p> <p>第34号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について</p> <p>第35号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について</p> <p>第36号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について</p> <p>第37条 土地現況確認申請書（非農地）の承認について</p> <p>第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について</p> <p>第39号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について</p> <p>第40号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の承認について</p>
議長 (菱川会長)	<p>令和2年第7回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には公私共に大変ご多忙の中ご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の農業委員の出席は14名であり、定足数に達しております。また、推進委員の出席は、9名です。</p> <p>これより、令和2年第7回可児市農業委員会総会を開会します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の署名委員は議長において、9番奥村武司委員、11番兼松君子委員の両名を指名します。</p>
議長	<p>日程第2、議案第33号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」を議題とします。</p> <p>なお、受付番号1の案件は、日程第4、議案第35号、農地法第5条第1項の規定によ</p>

る農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての受付番号6と、また、受付番号2の案件は、日程第7、議案第38号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についての受付番号14と関連案件ですので、併せて審議します。

事務局 それでは、事務局の説明をお願いします。

日程第2、議案第33号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について説明します。

申請の内訳は、賃借権の設定が1件、売買による所有権移転が1件です。

受付番号1番は、日程第4、議案第35号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請、受付番号6番と関連案件ですので、併せて説明します。

多治見市の方と多治見市の法人との賃借権の設定で、3条許可及び5条の一時転用許可を求めるものです。

久々利地内において、賃借人は申請地に支柱を立てて上部では太陽光発電設備を設置し、賃貸人は下部農地では榊の栽培により営農をすることです。太陽光パネルの下部部分を農地として利用することから3条で地役権の設定の許可を求め、太陽光パネルの支柱を建てることに対しては、5条で一時転用の許可を求めるものです。詳細については、資料のとおりです。

立地基準は、農振農用地ですが、農振除外はせず営農型太陽光発電設備の伴う一時的な支柱設置の利用であるとして、一時転用が認められるもので、3年毎に5条の一時転用許可の更新が必要で、最大20年間認められるとしています。

受付番号2番は、日程第7、議案第38号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についての受付番号14番と関連案件ですので、併せて説明しますので、この資料も併せてご覧ください。

久々利の方と久々利の方との売買による所有権移転で、3条許可を求めるものです。併せて、使用賃借権を設定し、令和7年7月までの5年間、利用集積を図ります。

いずれも、久々利地内において、譲受人かつ使用借人は、近隣で耕作をしており、申請地を取得及び貸借して経営規模の拡大を計画することです。

詳細については、資料のとおりです。

いずれも、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、受付番号1及び議案第35号の受付番号6、引き続き、受付番号2及び議案第38号の受付番号14について、久々利、12番委員高木伸敏委員の発言を求めます。

高木委員 12番委員高木が説明します。

5条と同じ申請です。場所は久々利駐在所より西へ300m位にある田です。現地確認をしましたが、問題はないと思います。続きまして第5条の受付番号6番ですが、これも同じ場所ですが、その田で営農型太陽光発電の支柱を建てるという申請です。その支柱の上部には太陽光発電を、下には榊を植えます。現地確認をしましたが、一般基準判定では問

題はないと思いますが、資料の航空写真をみていただきますと周りには水田が広がっています。その水田は久々利の町から平牧・伊川方面へ、また大森の吹ケ洞から田白まで広く広がっています。その間には太陽光発電の設置はありません。もしこのような太陽光発電を許可設置された場合、ところどころにある休耕地に設置される可能性があります。太陽光発電は無公害で環境には大変良いとは思いますが、設置は山間部、または洞の奥の非農地などが良いのでないかと思えます。皆様のご意見、ご判断をよろしくお願いします。

受付番号2番の場所は東明小学校より北へ500m位にある田です。現地確認をしましたが、問題はないと思われまます。審議のほどお願いします。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。

【兼松委員挙手】

兼松委員 11番委員兼松です。今、高木委員が言われたように休耕地とか、方々に太陽光発電が設置される可能性の危惧があるということですが、私も久々利は歴史のある街で、周辺の田などの農地も一体で景観の一つとして必要があるのでないかと考えます。

【事務局挙手】

事務局 今回計画されています営農型太陽光発電についてですが、これは市内で2件目の案件となります。農振農用地内では、通常型の太陽光発電は認められていません。ここでは農振除外もできないことになっています。しかし、営農型太陽光発電というものは、国策の中で、担い手を自ら掘り起こして、荒廃農地化を防ぐ目的で、太陽光発電をしながら営農を行う場合、農振農用地であっても、5条申請につきましては3年間の期限付きで、それ以降は3年毎に一時転用許可の更新を受けながら行っていくことになっています。

もう一点特殊な事例としまして、営農型太陽光発電を行うことにつきましては、当初の資金計画の段階で撤収のための費用も盛り込んだ上での資金計画を立てなければ、認められません。これはどういうことかといいますと、お手元の資料にも記載してありますが、営農型発電というのは、単に設備の下で営農していればいいのかというのではなく、同種の作物を近隣で作付けした場合に、その収量と営農型発電下の単収と比較し、2割以上減少していないことや品質が確保されていることが求められています。それを満たさないと撤退していただくこととなります。このため、3年毎の一時転用の更新だけでなく、毎年2月に前年の収穫量などの報告を義務づけています。また、事務局においても、3箇月毎に現地を調査し、適切に営農をしているか確認をしています。

議長 その他の方、何か質問等ございませんか。

【勝野委員挙手】

勝野委員 今のご説明の中で、農振除外は受けなくていいよという話がありましたが、いわゆる従来の営農している8割以上の収穫を得なくてはいけないということになりますと、先ほど高木委員から発言がありました休耕地、荒廃地というところには、申請が出せないということになりますか。

事務局 荒廃農地を再生するというのも国策の中でありまして、営農型太陽光発電設備設置につきまして、平成30年に改正されまして、今までは一時転用は3年間という縛りがありました。しかし3つの条件に当てはまるものにつきまして、10年毎の一時転用の取り扱

いになります。その条件の一つに荒廃農地を再生する。荒廃農地のままでなくて上部で太陽光発電を行いながら、その下で営農を進めることについては、今までの3年ではなくて、10年という長期の間一時転用が認められることになりました。これは荒廃農地対策としても注目されています。

【勝野委員挙手】

勝野委員 今の荒廃農地対策としてということはよくわかるのですが、現実には荒廃農地ということは、耕作ができない状況にある。それで営農型太陽光発電の許可を出したときに、本当に営農が継続できるのかどうか、ここは非常に心配なんです。その対策、3年毎のチェックで、だめだったら許可取り消しになるのですか。

事務局 先ほど申し上げた中にもありますが、毎年2月に状況報告書を出してもらうのですが、耕作していないとか、実績がないとか、基準を下回る収量しかない、というような場合については、事業からの撤退と設備・施設の撤収をしてもらうことになります。繰り返しますが、最初の資金計画には設備の撤収費用を含んで出させていただくことになっています。

【日比野委員挙手】

日比野委員 6番日比野です。

自分の受け持ち範囲内に、これと同じ施設がありまして、今回たまたま更新のお願いをしているのですが、上に太陽光発電施設があって、下に観葉植物を千株位作ってしまっていて、今回現地確認したときも、かなり植わっていました。現地はシートをかぶせて、穴をあけて、そこに植わっています。観葉植物も5種類位あったと思いますが、前回の更新のときに、業者に話を聞きますと、一株が数千円位するというようなことも聞いています。今回は、榦を植えられるということで、榦はあまり日が当たらない方がいいという話を聞いていますが、そういった点でいきますと、荒廃農地のままにして置くよりは、いいかなと私は思います。

議長 その他、何か意見ございませんか。

事務局に私からお尋ねしますが、この許可を出して、それから春里地区で一箇所、数年前に出ておりまして、うるい(ギボウシ)を作るという話で許可を出しまして、今度は久々利の街道沿いに太陽光発電設備の下に榦を作るというのができると、これは農振除外をしなくても、営農型太陽光発電をつくる場合は、農業委員会への申請でできるとなると、1回、2回と農業委員会が許可相当と意見を出すと後はダメと言えないですね。

事務局 繰り返しになって恐縮ですが、収穫が通常の状態で作付けした場合の8割程度確保できないということが明らかになった場合には、撤退してもらう前提になっていますので、そうならないように事業をされると思います。今回の榦につきましては、1から2回目の更新時までは、収穫ができないのですが、3年目から収穫が始まって7年目、3回目の更新後、初めてフルで収穫ができることになるということです。採取は年1回ということで、その間は何をしているかといいますと、枯死したものを取り除いたり、草刈とか消毒、土壌管理をしたりすることになっていて、採取して終わりということではありません。

議長 その他何かありませんでしょうか。

【續木委員挙手】

續木委員 こんないい農地に太陽光発電を造るのは、非常にコロナウィルスと一緒に、一箇所造る

と皆さんが真似をして造られると思いますので、何とかこれを別の方向にもっていきることができないかと思います。

それから、近くの住民への説明も必要だと思いますが、普通に新屋を造って民家を建てるのとはちょっと違いますので、その辺のところを皆さんで協議をしてもらいたいと思います。

議長 今の續木委員の話で、関連した意見をもった委員はございませんでしょうか。

【大澤委員挙手】

大澤委員 大澤ですが、実は私もある人から営農型太陽光発電についてご相談を受けました。ようは、もう農業をやっていけない、農協へ委託すればいいのではないですかと言ったのですが、農協ももう受けられないということで、もうどうしようという段階で業者が来て、あなたの土地を貸してもらって、上は太陽光を付けて、下に光が入るように間隔を少し粗くつけて、下に作物を作って守りをしますということで、その方は、貸した人にお金が入るのかどうかは分かりませんが、業者が農地として下で農作物を作ること10年間なり、ずっとやっていきますと、それが守られなかった場合は農業委員会として撤去させる訳ですね。そういうものであれば、荒廃してしまうよりは、日比野委員が発言されたようにいいような気がします。ただ地域によって、次々と点在してできることは避けたいということであれば、その地域の皆さんや農協が、貸せば誰か耕作してもらえる人や法人を見つけてもらえるならば、地域で是非そちらへ誘導した方が良くと思います。自分で耕作できないから、また農転もできないからどうしようという苦肉の策に太陽光ということが出てきているのであって、本来は誰かが営農組合か何かで、その農地を借りて守りをしていただければ、そういう問題はないと思います。それができない場合となってくれば、農地を営農型太陽光という形であっても農地を管理していただけるのであれば、農業委員会としてだめだというのは、私はなかなか難しいと理解しています。

【奥村（武）委員挙手】

奥村（武）委員 9番の奥村ですが、この転用事業者は、もともとは農地を買い上げて野菜などを作りたいということで、購入された農地です。そこで一部分だけを営農型太陽光発電にして、残りの部分をどうするかわかりませんが、本当に事業者が農業をやっているのかどうか。本人はやる気がありませんので、誰か頼んでやってもらうことになると思います。そういう状況の土地ですので、ご理解をしていただければありがたいと思います。

事務局 この三反田圃の残りの2反部分には、野菜をつくられるということで申請が出ているので、事務局としてもソーラーの下の櫛の状態も3箇月毎に確認をしていきますが、野菜の方の耕作状況も同時に見ていきます。後は1年毎に報告書が出てきますので、報告書の内容を確認することによって見ていきたいと思います。

議長 その他何かありますか。

【可児（す）委員挙手】

可児（す）委員 違う視点で確認したいのですが、櫛を作る場合には、水が沢山いりますが、一般的に農振地域は10月頃までは水の供給があるのですが、その後水の供給が止められるのですが、この久々利地区ではどうなるのでしょうか。上水道の接続もありませんが、私たちの地域大森では、10月に水をシャットアウトして入らないんですが、そのところをお聞きした

いのですが。

【高木委員挙手】

高木委員 久々利の方は、10月頃からダムの水を止めます。堰も全て取り外しをしますので、水は来ません。

事務局 水が榊の育成にどんな影響を与えるか 冬場だから雨水で成育するかもしれませんし、ちょっと今のところわかりません。

【可児(す)委員挙手】

可児(す)委員 美濃加茂市で榊を作っているのを見ますと、チューブに点々と穴があけてあり、そこから水が供給されています。地下に植えるのか鉢に植えるのかによって違ってきますので、私はわかりませんのでお聞きしました。

議長 その他、皆さん何かありませんか。

それでは、質問もないようですので、今の話を纏めますと3反の田圃の一部分に営農型太陽光発電施設を造って、その下で榊を作る。事務局の説明で3箇月に1回現地確認を行い、状況報告を毎年してもらい、3年毎に更新をしてもらうのを見守っていくということで、話ができていくような感じですので、その辺をご理解の上、質問がないようでしたら、お諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

【意見なしの声多数あり】

議長 事務局がしっかり監視していくということで、お諮りします。

日程第2、議案第33号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可については、当委員会として許可することとし、日程第4、議案第35号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての受付番号6については、当委員会として許可相当として市に進達することに、そして日程第7、議案第38号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についての受付番号14については、当委員会として承認し、市長に報告することにご異議ございませんか。

【意義なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、日程第2、議案第33号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可については、当委員会として許可することとし、日程第4、議案第35号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての受付番号6については、当委員会として許可相当として市に進達することに、そして日程第7、議案第38号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についての受付番号14については、当委員会として承認し、市長に報告することに決しました。

議長 日程第3、議案第34号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第3、議案第34号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する内容について説明します。

今日は、2件の申請があります。

受付番号1番は、土田の方が農地転用の許可を求めるもので、申請人は土田地内で、隣接する宅地を一体利用して、一般個人住宅の車庫及び進入路敷地にするとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

なお、始末書が添付されていまして、これは平成24年頃より、農地法に係る許可を得ないまま埋め立てをし、車庫建築及び自宅への進入路として利用していたことに対するものです。

受付番号2番は、下恵土の方が農地転用の許可を求めるもので、申請人は下恵土地内で、1棟の共同住宅を建築するとのことです。

周辺には農地はありませんが、周辺への被害防除策としましては、コンクリートブロック及びコンクリート擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。

井 藤 委 員 受付番号1番は土田ですので、4番井藤平榮委員 お願いします。

4番委員井藤が、現地確認の結果を報告します。

この土地は、今現在ある土田保育園から西150m位行った県道菅刈今渡線に沿ったところにあります。

今般、自宅への進入口を広げるということで、申請が出ています。それに伴い調べたところ、平成24年頃に農地転用の許可を得ることなしに車庫と自宅への進入路にしていたということで、始末書が出ています。周囲に農地はありませんが、排水もしません。給水もしないということで、近くに迷惑のかかるようなところもないと思います。ご審議のほどお願いします。

議 長 続きまして、受付番号2番は下恵土、3番可児勉委員お願いします。

可児(勉)委員 3番の可児が報告します。

場所は、JR可児駅と名鉄新可児駅のすぐ西へ350mのところですが、周囲は住宅地です。現地は周囲より一段低くなって沼地のようになっていますが、今回ここに共同住宅を建てるということで申請が出されましたが、周囲に対し影響はほとんどないと見てまいりました。よろしいのではないかと思いますので皆さんのご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

日程第3、議案第34号、地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見については、許可相当として市に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は 許可相当として進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第 4、議案第 35 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」の受付番号 1 から 5 番、7 番から 16 番を議題とします。

また、受付番号 1 番及び 7 番の案件が、日程第 5、議案第 36 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」の受付番号 2 番及び 3 番と関連しておりますので、併せて審議します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 今回の申請の内訳は、売買による所有権移転 9 件、贈与による所有権移転 2 件、賃借権の設定 3 件、使用貸借権を設定 2 件の合計 16 件となっています。

それでは、説明に入ります。

日程第 4、議案第 35 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請の受付番号 1 番と日程第 5、議案第 36 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請の受付番号 2 番は関連案件ですので、併せて説明します。

議案第 35 号、受付番号 1 番の案件は、譲渡人の広見の方外 3 名と譲受人の広見の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

また、議案第 36 号、受付番号 2 番の案件は、当初事業者の広見の方が家庭菜園とする計画の事業を実施できず、今回、相続人で現土地所有者の愛知県豊田市の方と事業承継者の広見の法人との売買による所有権移転で、事業計画変更の承認を求めるものです。

いずれも、広見地内で、隣接する原野等を一体利用して保育園、子育て支援センター駐車場を整備するとのこととです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺に農地はありませんが、周辺への被害防除策としましては、コンクリートブロック壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとのこととです。

なお、都市計画法の対象案件となり、申請中です。

受付番号 2 番は、広見の方と愛知県小牧市の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は広見地内で、1 棟の共同住宅を建築するとのこととです。

立地基準判定等は、2 種農地と判断され、代替地は検討済みです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロック及びコンクリート擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとのこととです。

受付番号 3 番は、広見の方と御嵩町の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は広見五丁目地内で、1 棟の貸家を建築するとのこととです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺に農地はありませんが、周辺への被害防除策としましては、コンクリートブロック

壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号4番は、瀬田の方外1名と大森の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、瀬田地内で、隣接する宅地等を一体利用して建設業資材置場、駐車場、倉庫敷地にするとのことです。

立地基準判定等は、2種農地と判断されますが、隣接する宅地と一体利用するものであり、申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できないため、代替地検討は不要です。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、既設の石積みで対応するとのことです。

なお、始末書が添付されていまして、これは平成17年より、農地法に係る許可を得ないで、建築資材置場として使用していたことに対するものです。

受付番号5番は、瀬田の方と瀬田の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は瀬田地内で、隣接する雑種地等と一体利用するものであり、申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できないため、代替地検討は不要となっています。

その他、詳細については資料のとおりです。

当事者の農地への進入路のため、周辺への影響はないと思われまます。

日程第4、議案第35号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転を伴う農地転用許可申請の受付番号7番と日程第5、議案第36号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の受付番号3番は関連案件ですので、併せて説明します。

土地所有者で当初事業者の大森の方が、資材置場を整備する計画であったが、事業を実施せず、今回事業承継者の福井敦賀市の法人との賃借権の設定により、転用許可及び事業計画の変更の承認を求めるものです。

当初事業者が、この土地での資材置場の整備計画を実施しなかった理由は、自宅の近隣で交通の利便性のいい土地が確保できたためとのことです。

承継者は大森地内で、太陽光発電設備を設置するとのことです。

立地基準判定等は、2種農地と判断され、代替地は検討済みです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策としましては、コンクリートブロック積みを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号8番は、羽崎の方と美濃加茂市の方による贈与による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は羽崎地内で、農家住宅を建築するとのことです。

立地基準判定等は、1種農地と判断され、代替地は検討済みです。

なお、平成25年3月13日に農振除外済みとなっています。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号9番は、坂戸の方外2名と美濃加茂市の法人による賃借権の設定で、一時転用許可を求めるものです。

賃借人は、塩地内で支柱を立てて別法人が下部農地で営農を継続しながら、上部に太陽光発電設備を設置することです。

立地基準判定等は、2種農地と判断されますが、営農型太陽光発電設備の伴う一時的な支柱設置の利用であり、更新許可を求めるものであるため、代替地検討は不要です。

賃借人が平成26年8月28日に農地法5条の一時転用許可を受けた後、計画のとおり営農型太陽光発電設備を設置し、発電事業を行ってきました。

申請地の一時転用対象部分以外の太陽光発電設備の下部にある農地では、別法人がギボウシの栽培と出荷を行っています。

今回、今まで同様の目的内容にて太陽光発電事業を継続するために更新手続きを申請するものです。

なお、営農及び太陽光発電設備設置に対する3条許可は、いずれも平成26年8月28日付で20年間の賃借権設定の許可を得ています。

受付番号10番は、愛知県春日井市の方と今渡の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は土田地内で、一般個人住宅を建築することです。

立地基準判定等は、2種農地と判断され、代替地は検討済みです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロック壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとすることです。

受付番号11番は、土田の方と愛知県丹羽郡扶桑町の方外1名による使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

使用借人は土田地内で、妻の祖父の所有地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築することです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとすることです。

受付番号12番は、愛知県一宮市の方外1名と美濃加茂市の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は土田地内で、1区画に宅地分譲することです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとすることです。

受付番号13番は、土田の方と土田の方による贈与による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は土田地内で、隣接する宅地の物置・車庫及び駐車場敷地にすることです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺に農地はありません。

なお、始末書が添付されていまして、これは昭和 60 年 10 月頃より、農地法に係る許可を得ないで、物置として使用していたことに対するものです。

受付番号 14 番は、下恵土の方と愛知県北名古屋市の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は下恵土地内で、2 棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号 15 番は、禅台寺六丁目の方と禅台寺六丁目の方による使用貸借権を設定で、転用許可を求めるものです。

使用借人は下恵土地内で、1 棟の共同住宅を建築するとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号 16 番は、下恵土の方と今渡の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は今渡地内で、隣接する住宅の物置を建築し、駐車場と庭を整備するとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺には農地はありませんが、周辺への被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。

議 長 ここで、5 分程度の休憩を取りたいと思います。

4 時 5 分に、再開いたします。よろしくお願いいたします。

【4 時 00 分から 4 時 10 分まで休会】

議 長 それでは、議事を再開します。

再開するにあたり、3 条許可の受付番号 1 番の審議の際、可児推進委員からご質問のありました榊は、地植えなのか鉢植えなのかに対する事務局の回答がされていませんでしたので、ここで事務局に回答を求めます。

事 務 局 資料を確認しましたところ、榊は地植えをするとのことです。

議 長 それでは、先程の事務局から説明がありました第 5 条の各案件に対しまして、地元委員からの発言をお願いします。

受付番号 1 番から 3 番広見、受付番号 1 については、議案第 36 号 受付番号 2 と併せて、14 番山田照男委員、お願いします。

山 田 委 員 受付番号 1 番について、14 番委員山田が現地確認の結果を報告します。

場所は、総合病院の東へ 30m の位置で、県道土岐可児線沿いにあります。

保育園の職員用 43 台分の駐車場として利用するとのことです。雨水は東側側溝へ流水させる計画です。農業用水に支障はないと思われまますので、審議のほどお願いします。

事業計画変更が、同時に申請されています。この申請は、当初家庭菜園ということで許可を得ていましたが、駐車場に変更するものです。雨水排水は問題ありませんので審議のほどよろしくをお願いします。

次に、受付番号2番について、ご説明します。

物件の概要ですが、場所は久々利川の大森大橋の北へ30mの場所になります。南側隣地は、以前マンションが建設される計画で農地転用申請があった場所になります。申請地と併せて水田はなくなりますので、給排水は問題ありません。雨水排水も農業用水に影響ないと思われまますので、審議のほどお願いします。

次に、受付番号3番はJAめぐみの広見支店の東へ約50mのところになります。ここも先月、隣の農地が農地転用申請されました。そのときに受付番号3番の農地は耕作されておらず、近い将来農地転用申請が出ると予測していました。これでこの辺りの水田は、なくなった訳です。給排水は問題ありません。雨水は道路側溝へ流水させる計画とのことで、農業用水に支障はないと思われまますので、審議のほどお願いします。

議長
渡邊委員

それでは、受付番号4番と5番を瀬田、13番渡邊千春委員をお願いします。

受付番号4番について、13番委員渡邊が現地確認の報告をさせていただきます。

場所は瀬田の特別養護老人ホームの東側にあります。転用目的としましては、隣接する宅地などを一体利用して資材置場、駐車場、倉庫にするとのことです。東側は一体利用する宅地、北側は畑、西側は畑、南側は一体利用する宅地です。雨水排水につきましては自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はありません。平成17年頃より資材置場として利用していたため、始末書が出ております。現地確認の結果問題ないと思われまます。

続きまして、受付番号5番は、受付番号4番の西になります。転用目的としましては、北側にある畑への進入路を整備するとのことです。東側は駐車場、北側は譲受人の畑、西側は畑、南側は宅地です。現地確認の結果、問題ないと思われまます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長
續木委員

続きまして、受付番号7番大森ですが、こちらは議案第36号受付番号3番と併せて、10番續木明委員、発言をお願いします。

受付番号7番につきまして、10番委員續木が現地確認の結果を報告します。

場所は、私立小学校中学校高等学校より東300m先に大森新田の交差点がありますが、そこから南へ200m位のところにあります。主要地方道多治見白川線のすぐ西になります。申請地は事業変更申請の受付番号3番の2筆を併せての賃借権設定の申請です。北側は住宅、他は山林に囲まれており、申請地は草刈もされておりました。この土地に太陽光発電設備を設置されても、近くの農地に影響はないと思います。皆さんのご審議のほどよろしくをお願いします。

議長
奥村(武)委員

続きまして、受付番号8番羽崎、9番奥村武司委員をお願いします。

受付番号8番について、説明します。

場所は、JAめぐみの東明支店から北へ入ったところにある酒屋の近くです。問題と思われる部分についてご説明します。譲受人は譲渡人の息子さんの嫁さんの親ということで、一緒には住みませんが、その人の農家住宅を建てるということで申請が出ています。

どこまでを親族として許されるのかちょっと疑問点が残りますが、事務局で分かりましたら教えていただきたいと思います。その他については問題ありませんので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長
日比野委員

続きまして、受付番号9番塩、6番日比野泰成委員をお願いします。

6番委員日比野が、ご説明します。

現場は、運送業者の物流センターのすぐ南です。先ほどの審議の中で触れましたけれども、太陽光発電の支柱の分の一時転用ということです。これで2回目の更新ということになります。ここは元田圃でしたが、法面も防草シートが張ってありまして、圃場の分も防草シートが張ってあります。そこに穴をあけて、観葉植物が植えてあるという状況で、非常によく管理されていると見受けて参りました。よろしくご審議をお願いします。

議 長
井藤委員

続きまして、受付番号10番から13番まで、土田、4番井藤平榮委員をお願いします。

受付番号10番から13番まで、順次報告します。

受付番号10番ですが、この土地は今春橋から西へ300m、そこから北へ行ったところですが。ここ辺りは開発の途上である関係で、申請地の北側のアパート、南側と西側には個人住宅、東側は農地という状況です。前面道路は6mあるわけですが、その下に土地改良区の排水埋設管が入っています。水利組合の同意があります。近隣の農地には何ら迷惑もかからないということを出ています。

受付番号11番は、この土地は工場の近隣にある信用金庫の裏を東へ120m位行ったところになります。

この土地は、両サイドが宅地で、北側は道路、申請地が分筆された南側は農地のままであるので、周囲に迷惑がかかるようなことはないと思います。上下水道は前面道路から、そして農業用水には影響ありません。雨水は道路側溝へ排水すると申請が出ています。

続いて受付番号12番は、土田下切の墓地のすぐ南になります。申請地には2m程度の細い道が面しています。セットバックということです。上下水道は前面道路からで、農業用水路には影響はありません。隣地への説明も終わっております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

受付番号13番は、広見土田線を広見から土田へ向かっていくと高架がありますが、その手前の道路端です。申請地の北側と東側は道路、西側は宅地、南側は一体利用地である宅地です。近所に迷惑がかかるとか、農地に影響があるということはないと思われま

す。以上受付番号13番までご審議をお願いします。

議 長
可児(勉)委員

続きまして、受付番号14番と15番下恵土を3番可児勉委員をお願いします

3番委員可児が発表します。

受付番号14番は、今渡南小学校の南50mのところですが。ここに分譲住宅を2棟建築するというので申請が出ています。周辺の農地は、譲渡人の所有地ということで、他には迷惑がかからないということで問題ないと見受けて参りました。

受付番号15番は、アーラの直線で100m位東になります。周辺はほぼ住宅地と大型倉庫であり、今回共同住宅を1棟建築するというので申請が出されています。止むを得ないと見て参りました。事務局から説明がありましたように一般基準判定等も問題ないので、皆様のご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 受付番号 16 番今渡は、私 1 番菱川が発表します。

菱川委員 場所は、今渡の鳴子公園南側の畑で、現在は野菜が作ってあります。この農地を隣の人が、物置と駐車場と庭を造って一体化するというので、売買による取得をすると申請が出ています。

上下水道の接続は、不要ということで申請が出されています。何ら問題がないと見て参りましたので、よろしくお願ひします。

議 長 それでは、受付番号 16 番までの説明が終了しましたので、皆さんのご意見、ご質問に移ります。その前に最初に 9 番の奥村武司委員から質問が出ていました受付番号 8 番の案件ですが、事務局説明をお願いします。

事務局 今回特殊な事例として農家住宅ということで申請が出てきておりますけれども、もともと農振農用地のところであったこの土地を農振除外の申請があったときと目的が変わってしまいますとできないということになります。ただ今回の 5 条申請は、当初の農振除外許可時の面積を減少して、申請されています。そして農家住宅という目的は変更しないで、残りの分については、農振除外対象面積の変更ということで再び農振地域内に戻すということです。その場合、現状に合わせ田から畑にということで、水田の畑地転換の届出をしてもらうこととなります。

議 長 その他ご意見、ご質問ありますか。

【大澤委員挙手】

大澤委員 2 番委員大澤ですが、受付番号 2 番ですが、共同住宅 1 棟を建築するということが、資料に明記されている基準判定では上下水道は、接続不要となっておりますが、ここは広見地内ですので、そういう共同住宅は許すべきでないし、上下水道の接続不要はどうしてこうなっているのか疑問なんです。

事務局お願いします。

事務局 失礼しました。表記に誤りがありました。上下水道ともに接続と申請書には記載してありますので、資料の訂正をお願いします。申し訳ありませんでした。

【大澤委員挙手】

大澤委員 今度は、受付番号 9 番についてお尋ねします。

営農型太陽光発電下の農地では、何年も経って収穫もできていると思うのですが、現場を 3 箇月か 4 箇月に 1 回事務局で見られているということですが、今年の 2 月の報告書が提出されいると思います。収穫量と収入とか、有識者の意見書が付いていると思うのですが、どういう人が意見書を作成しているか、そして収穫量はどうかであったかについて、ここで発表することは難しいとは思いますが、個人情報かもしれませんが、農業委員として個々に事務局に行けば、見せていただけますか。

事務局 農業委員、推進委員がその職務として見られるのですから、閲覧していただくことはできます。

【大澤委員挙手】

大澤委員 ありがとうございます。私が事務局へ行けば、見せていただけるんですね。

議 長 その他、何か。

【可児推進委員挙手】

可児(す)委員 受付番号12番なんですけれども、宅地分譲ということですが、ここは2m道路ということなんです、広くなるのでしょうか。

事務局 これは42条2項道路ということで、現状としては4m未満なので、センター振り分けで、センターから2mまでは、構造物を造ってはいけないということになっています。

議長 その他、何かありますか。

【勝野委員挙手】

勝野委員 奥村委員から親族のどこまでが対象となるのかという話がありましたが、譲受人は息子さんの嫁さんの父親ということで、所有権移転の原因が贈与になっているのですが、農振地区に農家住宅を造るときの基準ですが、どこまでが良いのか伺いたいです。

議長 たえば譲受人が近くで農業をしているのであれば、多少なりとも理解できるのですが。耕作もしていない人が農家住宅を農振地区で建てるのがOKなのかということ伺いたいです。

事務局 事務局、お願いします。

議長 農振除外については、農業委員会事務局でお答えできない部分もありますが、当方で確認できていることについてお答えします。

議長 産業振興課に農振除外の変更が出ています。変更とは、受ける方と渡す方の両方で出さなくてはなりません。産業振興課には、今の段階ではこのまま変更できることしか聞いていません。この譲受人は親族であって農家住宅ということはOKということです。何親等の親族までがいいのかということまでは、農業委員会事務局では回答できません。それは確認しておきます。農地転用上では、一般個人住宅でもいいのでないかと思われるかもしれませんが、農振除外の目的と農地転用の目的とずれているとおかしいので、その点は摺り合わせをしないではいけません。今日の段階では産業振興課の方からOKとしか聞いておりませんので、委員の皆さんからご指摘がありましたところまで、確認していませんので、確認をしておきます。この場で回答できなくて申し訳ありません。

【勝野委員挙手】

勝野委員 ある意味では、難しい質問ですけれども、私自身が農振除外の担当をさせていただいているんです。そのときに、こういう流れで農家住宅を造るから農振除外をするということまで踏み込んだ説明がないんです。農振除外の申請が出てきますと大抵のものが、ずっと通ってしまうんですね。そこらへんにもっと産業振興課と農業委員会事務局との摺り合わせが、ちょっと足りないのではないかと。農振農用地に対する農振除外というものを真摯に捉えないと今後もこういうことが起きるのでないかと思ひまして、あえて質問させていただきます。

議長 その外何かございませんか。

議長 それではご意見もないようですので、受付番号1番から5番、7番から16番までをお諮りしたいと思います。今の受付番号8番の農家住宅の件については産業振興課と摺り合わせした時点で双方がOKであれば許可相当という形を取りたいと思います。

議長 日程第4、議案第35号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての受付番号1番から5番、7番から16番は、当委員会としてこれを許可相当として、日程第5、議案第36号、農地法第5条第

1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号 2 番及び 3 番は、当委員会としてこれを承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、日程第 4、議案第 35 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての受付番号 1 から 5、7 から 16 は、当委員会としてこれを許可相当として、日程第 5、議案第 36 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号 2 及び 3 は、当委員会としてこれを承認相当として、市に進達することに決しました。

議長 事務局に 1 点、お願いします。5 条の受付番号 2 番のように総会が始まってから資料の訂正が口頭だけでは失礼にあたりますので、資料の訂正は総会の始まる前に発表していただきたい。

議長 続きまして、日程第 5、議案第 36 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」の受付番号 1 番を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更について、説明させていただきます。

今回は、3 件の申請ですが受付番号 2 番及び 3 番については、既に審議済みです。

受付番号 1 番は、当初事業者の相続人で土地所有者である御嵩町の方が、事業計画変更の承認を求めるものです。

これは中恵土地内で貸駐車場敷地にするとのことです。

周辺には、農地はありません。

この案件は、当初事業者は、倉庫・貸資材置場とする計画だったが、近隣からの強い要望があり、転用目的を変更して貸駐車場としていた。事業承継者は、ドラッグストアに一部賃貸する土地の残地について、貸駐車場敷地にしたいとのこと。

また、始末書が提出されています。これは昭和 51 年 6 月 28 日付けで倉庫敷地目的として許可をいただいたが、平成 17 年頃より貸駐車場として利用しており、地目変更手続きもしていませんでした。事業の内容を変更するにあたり、許可がいることを知らず、転用目的を変更してしまっていたということに対するものです。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。

受付番号 1 番中恵土を 14 番山田照男委員お願いします。

山田委員 この物件は、可児警察署の前になります。当初、倉庫と資材置場の計画でしたが、変更して貸駐車場となったものです。雨水排水は問題なく、農業用水には支障はありませんので、審議のほどお願いします。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第5、議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」の受付番号1番は、当委員会として承認相当として市に報告することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、日程第5、議案第36号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号1番は、当委員会として承認相当として市に報告することに決しました。

議 長 続きまして、日程第6、議案第37号「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」を議題といたします。

事務局 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第6、議案第37号、土地現況確認申請書（非農地）について、内容を説明させていただきます。

今回の申請は1件です。

受付番号1番は、愛知県丹羽郡扶桑町の方が所有する塩河地内の畑です。

昭和28年頃まで耕作していましたが、昭和28年に住宅を建築して現在に至るとのことです。この案件につきましては、平成29年10月10日付けで非農地証明を交付したものです。しかし、紛失されたということで、再申請となっています。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番塩河を7番二宮章二委員お願いします。

二宮委員 受付番号1番について、7番委員の二宮が説明させていただきます。

これは、以前この場所にお住まいになっていた方が亡くなられ、弟さんの所有になったものです。現地確認しましたところ、かなり幾つかの建屋が建てられた状況です。昭和28年に住宅を建築し現在に至るといって、特に問題ないと思います。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第6、議案第37号、土地現況確認申請書、非農地の承認については、当委員会として 原案のとおり 市に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は、当委員会として原案のとおり市に進達することに決しました。

議 長 続きまして、日程第7、議案第38号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」の受付番号1番から13番を議題といたします。

事務局 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第7、議案第38号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

今回の利用権の設定は、使用貸借14件です。

なお、受付番号14番については、先ほどの議案第33号、受付番号2番と併せて審議済みです。

受付番号1番から12番の案件は、同じ方が借人となりますので、併せて説明をします。

これは久々利の方外11名の方と岐阜市の法人との新規の使用貸借権の設定です。

土地の概要等については、いずれも資料のとおりです。

すべての該当農地について、令和2年8月29日から令和12年8月28日までの10年間、農地中間管理権を取得し、利用集積を図るものです。

受付番号13番は、愛知県江南市の方と下恵土の方との間での新規の使用貸借権の設定です。

久々利地内の該当農地について、令和7年7月までの5年間、利用集積を図るものです。

議長 只今、事務局から説明がありました件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

議長 【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですので、お諮りします。

議長 日程第7、議案第38号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についての受付番号1番から13番は、これを承認し、市長に報告することにご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、日程第7、議案第38号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についての受付番号1番から13番は、当委員会としてこれを承認し、市長に報告することに決しました。

議長 日程第8、議案第39号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題とします。

なお、23番は、9番奥村武司委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

まず1番から22番までを審議します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第8、議案第39号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について説明します。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項により、市長から協議のあった農用地利用配分計画案に対する当委員会に意見を求めるものです。

農用地利用配分計画案の内容については、議案第38号において、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対して、権利設定された農用

地が対象ですが、今回は2つに分けさせていただき、まず1番から22番までを説明させていただきます。

1番から20番までの20筆については、大森に事務所がある農地所有適格法人に対して新規設定で使用貸借権の設定を設定し、利用配分する計画案となっています。

21番と22番の2筆については、御嵩町に事務所がある農地所有適格法人に対して新規設定で使用貸借権を設定し、利用配分する計画案となっています。

土地の概要などについては、いずれも資料のとおりです。

全ての該当農地については、令和2年8月29日から令和12年8月28日までの10年間利用集積を図るものです。1番から22番までは、以上のとおりです。

議長 只今、事務局から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【大澤委員挙手】

大澤委員 2番の大澤です。

私が疑問に思いますのは、土地を貸すのに8月29日から貸して8月28日に終わるわけですね。本来は1月から借りて2月に終わるのでないかと思うのですが。田圃を作るとなると8月に借りていては田植えには間に合わなくなるんですが、何故こんな稲作の中途なんですか。2月頃から準備を始め、田植えをして、稲刈りをして年明けに返すということが普通だと思うのですが、8月に期限がくるとなると、せっかく稲穂が実り始めた時期にやめなくてはならなくなるのではないかと思うのですが、この8月というのは、稲を作るのに何か意味があるのですか。

事務局 産業振興課から農用地利用配分計画案として農業委員会に提出されたものが、この資料です。その中で令和2年8月29日から令和12年8月28日までとなっております、これに対する理由までは、当方では把握してません。

推定ですが、中間管理機構を介して新規の貸し出しとなりますけれども、それまでは今回の農地所有適格法人などに直接貸し出しをしていたものでないかと認識しています。

議長 大澤委員どうですか。

大澤委員 はい、いいですよ。

議長 その他、何かありますか。

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第8、議案第39号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案の1番から22番に対する意見については、なしとして市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【意見なしの意見多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は、意見は、なしと決定し、市長宛てに報告します。

それでは、日程第8、議案第39号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案の23番について審議をします。

なお審議にあたって、この23番の案件は、奥村武司農業委員が関係者であり、農業委員会等に関する法律第31条の議案審議参与制限により審議に加わることができませ

るので、同委員の退席を求めます。

【奥村武司委員退席】

議 長 事務局の説明をお願いします。

事 務 局 23番は、二野にある農地所有適格法人に対して、新規設定で使用貸借権を設定し、利用配分する計画案となっています。

議 長 只今、事務局から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの意見多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第8、議案第39号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案の23番に対する意見については、なしとして市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は、意見は、なしと決定し、市長宛てに報告します。それでは、奥村武司委員の審議への着席を求めます。

【奥村武司委員着席】

議 長 続きまして、日程第9、議案第40号「相続税の納税猶予に関する適格者証明の承認について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 日程第9、議案第40号、相続税の納税猶予に関する適格者証明の承認について説明します。

この案件は、相続した川合及び川合北二丁目の農地が、現に農地として適正に耕作されており、相続税の納税猶予の適用を受けるための適格要件に該当するか否かについて、証明の承認をするものです。

6月25日の現地確認の結果、被相続人の川合の方から、相続人の方に相続した該当農地については、農地として適正に管理されていることを確認しています。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの意見をお願いします。

大 澤 委 員 今、事務局から説明がありましたように、現地確認をしたところ全て農地として活用してみえますので、特に問題はございません。

議 長 只今、地元委員から発言がありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

【意見なし】

議 長 意見もないようですので、お諮りします。

日程第9、議案第40号、相続税の納税猶予に関する適格者証明の承認については、当委員会として承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は当委員会として承認することに決しました。

議 長 以上を持ちまして、本日の総会に付議された議案の審議は全て終了しました。

議 長 続きまして、農地法関連の報告事項について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは、報告事項について、事務局から説明します。

別添資料をご覧ください。

農地の適正管理について6月指導分として報告します。

8件ありまして、いずれも近隣の耕作者、住民等から農業委員会事務局に苦情が寄せられた農地です。

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。既に草刈が終了している箇所もあります。

続いて、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、令和2年6月の1箇月間に届出のあった受理分について報告します。

9名から相続に伴う届出がありました。内訳は、田19筆、面積は12,669.30㎡、畑15筆、面積は4,884.56㎡、合計34筆17,553.86㎡です。

現行の委員の皆さんの活動は7月19日までです。今後退任されることにより、新しい方に業務を引き継がれることとなります。7月20日の総会後に岐阜県農業会議から講師を招いて新任の委員に対し、研修会を行います。これによって農業委員、推進委員の業務について知識を得ていただくこととなります。ただこの研修は一通りの説明で、踏み込んだ業務内容まではできません。そこでお願いがあるのですが、今の委員の皆さんが培ってきた知識を新農業委員会委員の皆さんに引き継いでいただきたいと思います。例えば、毎月の総会における審議案件については、担当地区の案件の事前確認の実施とその際のチェックポイントや総会における意見の発言方法などについて、新任の委員さんに伝授をお願いします。

また、新任委員の任期が始まって直ぐの8月から9月にかけて行われる農地パトロールについては、調査に必要な調査表と地図などの資料は8月の総会時に配布予定です。皆様の多くは退任とはなりますが、新任の委員さんに調査や報告の仕方などのアドバイスをお願いします。

その他に、今までに委員として地元などで関わってきたこと、培われたことなどで引き継ぐことがあれば、確実に新任の委員の方に引き継いでいただきたいと思います。

新任委員の方からの業務に関する相談には積極的に関わっていただき、スムーズに業務が移行できるように今後ともご支援をお願いします。

次に、前回の総会で懸案事項になっていました建築確認申請と農地転用の連携についてです。

別紙資料には、建築確認申請の流れを明記しました。

懸案事項としましては2点あり、1点目として確認申請は公共事業関連など以外には市へ提出されることはなく、ほぼ100パーセント民間の検査機関に提出されてしまい、確認済証が交付される前に転用のチェックを行うことは困難であることです。そこで少しでも早く把握するため、確認審査報告書の庁舎内関係部局への回覧順について、農業委員会事務局を最優先してもらおうよう変更してもらいました。

2点目としましては、建築基準法上では、工事の着手前に適合させなければならない建築基準関係規定の中に農地法が含まれていないことです。そこで、農地転用申請の受付や事前相談を受ける際に、注意点を書いたお知らせを渡すようにします。このお知らせには、建築確認証の交付がされていても、転用許可前の着工は農地法違反となるため工事の中止を命じることがある旨を明記しました。

所有権移転を伴う事項については、不動産業者から問い合わせがあるので農業委員会事務局としても把握できるのですが、自己所有地や親子間でのやり取りによる駐車場や資材置場など建築確認申請や開発協議が必要のない農地の転用は、事務局では把握が困難なのが実情です。そこで日常のパトロールの際、農地法に触れると思われる場合、情報の提供をお願いしたいと思いますので、この点についても次の委員の皆さんに引き継いでいただきますようお願いします。

皆さんの任期は7月19日までですが、ご意見がありましたら、ご提言いただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、全国農業新聞の購読ですが、これで農業委員会での一括購読が終わってしまいますが、個別に購読を引き続きお願いしたいと思います。

議

長

以上を持ちまして、令和2年第7回可児市農業委員会総会を閉会します。ご苦労さまでした。